

令和3年度第3回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和3年6月16日（水）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、原田委員、塩川委員

欠席委員：金津委員

事務局出席者：寺本副教育長、成相副教育長、教育総務課長、学校管理課長、
学校教育課長、生徒指導推進室長、生涯学習課長、女子高等学校長、
女子高等学校事務長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は非公開に該当する案件がないため、会議規則第2条に基づき、公開とする。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催をしている。出席者についても必要最小限の人数で対応したいと思うため、説明が終わった方から退席をしていただくということになると思う。どうぞよろしくお願いします。

なお、本日は金津委員が所用により御欠席ということで御連絡を受けているため、御報告を申し上げたいと思う。

2 会議録署名者の指名（多々納委員、原田委員）

3 報告【2件】

○藤原教育長

本日、報告が2件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【報告第6号 松江市小学校・中学校・義務教育学校施設長寿命化計画の策定について】

○教育総務課長

議案は1ページからとなる。説明にあたっては、3ページに概要版。それから、別

冊ということで長寿命化計画。それから、本日お配りをさせていただいた A3 の縦長のもの、優先順位の考え方という、この 3 つの資料で御説明をしたいと思っている。

まず、3 ページの概要版をお開きいただきたいと思う。

本長寿命化計画については、学校施設建設に対する国庫補助事業である大規模改造事業が令和 4 年度に終了し、令和 5 年度から長寿命化改良事業に移行することに伴い策定したものである。

なお、長寿命化改良事業の採択条件として、令和 2 年度までに計画を策定することということが謳われており、本計画については令和 3 年 3 月に策定したものである。

計画の期間であるが、左側のページの真ん中、③のところで計画期間というように記載しているが、こちらは 40 年間という計画としている。なお、5 年ごとに計画を見直す予定としている。

松江市が保有している学校施設についてであるが、右側のページの⑤を御覧いただきたいと思う。そちらの上の黒ボツに記載しているが、松江市の学校施設の全体保有量であるが、延床でいくと 29.6 万平米ということであるが、実はその 4 割が昭和 40 年代後半から昭和 50 年代の前半に建築をされているということになっている。下の表の築 30 年以上を見てみると、床面積でいくと 61%という状況となっている。

改修の基本的な方針についてであるが、4 ページのところに、⑥ということで図に記載をしている。この図のところで建物の水準、それから改築というように書いているが、まず、最初に予防改修事業、その後に長寿命化事業、さらに予防改修事業を行って改築を迎えるというライフサイクルになっている。

考え方についてであるが、まず、最初の予防改修事業については、建築後 20 年から 40 年の間に 1 回目。それから築 40 年以上のところで、さらに今後 30 年以上使用できるものについて、その隣の長寿命化事業を実施。それから、その 20 年以上の経過で 2 回目の予防改修事業を実施して改築という流れになっていく。

長寿命化事業、予防改修事業については、その下のところで緑の四角で囲ったところに記載をしているが、長寿命化事業というのが躯体の改修を伴う大規模な改修ということになっている。

その下、⑦に 4 つの基本方針を記載している。2 種類の改修により、可能な限り長期間利用すること、将来あるべき姿を見据え、施設の規模等の適正化を図ることとしている。

それから、A3 の右側のところに改修等の優先順位付けと実施計画というように記載をしている。こちらについては、本日お配りをさせていただいた A3 の縦長の資料にて御説明をさせていただきたいと思う。

資料の中ほどのところで、長寿命化事業の優先順位付けの考え方というように記載をさせていただいているが、まず、学校の建物の躯体については、基本的には築年数に応じて老朽化しているというように考える。その部分が（1）、一番左側のところになるが、左側のところに優先順位が 1 番から 28 番までであるが、経過年数が古いものからずらっと並べている形となっている。

次に、構造躯体以外の劣化状況の部分も反映をするということで、それが 1 つ右隣の（2）のところになっている。こちらについては、屋根や屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備、こちらの 5 つの項目を建築基準法による点検結果等を活用して劣化状況を数値化し、1 番に 1 の経過年数、それに対して劣化状況の数値化したものを加算させていただき、優先評価点ということで劣化状況を反映しているものが（2）になっている。色を付けているところが、劣化状況の度合いによって建築年次を逆転している学校となる。

それから、その右隣のところで、今まで学校については大規模改修等を実施している。こちらの過去に行った大規模改修の部分も加味したいというように考えている。

考え方としては、大規模改修を行った施設については、改修後 20 年間はこの長寿命化を保留するという考えにしている。

（3）の表のところに大規模改修等ということで、大規模改修を手掛けた年度が記載してある。例えば、青で塗ってある生馬小が（2）でいくと優先順位が 4 番だったのだが、今回の大規模改修の経過から順位を下げている。要は生馬小が大規模改修をしてから 20 年を経過する年度のところまで順位を下げている。要は改修を保留という考えで順位が下がっているという形になっている。

もう 1 つ右隣の（4）であるが、こちらが従前の整備計画との整合を図るということで、これが今日までのところで、例えば、もう既に学校に大規模改修の計画があるところ、そういったものについては、3 の順序にそういったものも加味しようということであるが、現実、隣の 3 番のところで優先順位を変更するものは今のところはないため、ここでの順位の変更はない。

一番最後、右端に事業計画の難易度、それから事業費の平準化により順序を調整す

るという項目を設けている。こちらについてであるが、その調整後の順位が優先順位の1位が2つ並んでいる。

それまでのところでいくと、優先順位1位が乃木小、2番目が揖屋小ということであったが、まず、乃木小の状況であるが、御承知の通り児童数が多い、いわゆる大規模校であるということ。それから、周辺の道路が非常に狭いということもあり、実際に長寿命化の事業に着手するにあたっては調査・研究を行う必要があるということから、この調査・研究の時間を考慮している。

一方、揖屋小についてであるが、実は校舎と体育館の一部が土砂災害特別警戒区域内ということで、こちらも早期の改修が必要になるだろうということから、同順位の1位という形で、並行して取り組んでいくという形での同率1位という形になっている。こちらが優先順位の考え方になっている。

概要版にお戻りいただき、4ページ目のところの⑨に長寿命化のコストの見通しということで記載をさせていただいている。こちらに記載している数値については、文科省が作成した学校施設の長寿命化計画策定に関わる解説書、こちらに基づいて、25年周期で予防改修、50年で長寿命化をしたという形で試算をすると、40年間で学校施設で見込まれるコストは1,000億円程度で、50年から60年で建て替える従来型と比較をすると、300億円以上の低減の見込みというようになっている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○原田委員

2点お伺いしたい。まず、学校に付随している体育館についてはどうなのかということが聞きたい。たまに、体育館に関しては学校の管轄ではないという話を聞くのだが、こういう場合にも体育館は別になってしまうのかというところが気になる。体育館が災害などで使われることが結構多いと思うため、気になるところである。

もう1点は、そういう災害などに関わったときに、体育館以外に学校を使われる予定があるのか、そういうことも考えられているのかということもお聞きしたい。

○教育総務課長

まず、最初の御質問の体育館の考え方であるが、この長寿命化計画というのは学校施設ということであるため、もちろん体育館も含んでいる。

それから、2 つ目の御質問の災害のことであるが、今までは基本的に体育館を利用するという考え方が多かったのだが、今は各学校とも通常教室に空調なども付いているため、そういったところも活用しながらということになろうかと思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

私も2点お尋ねしたいと思う。

1点は、御説明の中にあったのだが、現在の校舎が昭和40年から50年代の中ほど以降に建てられたものが多いという理由と、もう1つ、私の考え方も含まれているが、この長寿命化計画というのは、説明をお聞きすると経済的なことが大きな要因になっているというように理解したのだが、加えて環境問題というか、地球全体の資源を考えたり、少し手直しをして使えばまだ十分使えるというような、やはり環境に配慮するという、そういう点からも良い計画ではないかと思う。

その際に、やはり学校というのは、子供たちが日中の大半の時間を過ごす重要な建物であるため、安全性と、それから教育環境が色々変わっていくため、現在であればIT化に十分対応できるような、そういう環境がこの機会を通じて上手く改修されていくという、そういうことであれば非常に良い考え方ではないかと思う。

この計画がこれから承認されて進行していくというのは、何年度ぐらいからこの計画が始まるのか。もう今年度から始まるというような、あるいは来年度以降ということではよろしいか。どのように理解をすると良いのかお尋ねしたいと思う。

○教育総務課長

まず、先ほどの御質問の中で長寿命化計画、経済的な部分、環境的な部分というお話があった。それから、時代のニーズに合わせて計画をしていくべきだというような御質問だったと思う。

委員さんがおっしゃられた通りであり、もちろんコスト論というところもあるが、やはり環境問題というのも大事なことでと考えている。

それから、実際に改修を行うにあたっては、委員さんがおっしゃられるように、今だと ICT の環境、もちろん重要なことだと思っているが、例えば今から 20 年先、40 年先、50 年先、そのときの状況がどういうものかというのももちろんあるため、そういった時代の流れに合わせた改修をしていきたいというように考えている。

○多々納委員

今の校舎は昭和 40 年代から 50 年代に建てられたものが多いというような御説明があったのだが、それは理由があるのか。

○教育総務課長

詳しいその辺りの経過は存じ上げないため、またお知らせをして、お伝えできる範囲でお伝えをさせていただきたいと思う。

それから、この長寿命化計画の着手がいつからかという御質問であるが、実際に改修に取り掛かるのは令和 5 年度からということになるが、それまでのところで実施設計や基本計画というところがあるため、その部分については既に今年度から取り組みを始めさせていただいている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

この長寿命化計画の策定については大変御苦勞をされたと思う。安全・安心できる校舎ということで色々考えて策定されたと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。先ほどもあったように、ただの学びの場所というだけではなく、最近の自然災害等の状況により、避難所等を使われるということで、既に考えておられるとは思ひのだが、本当に住民・地域の実態に即した機能的な校舎になっているのではないか。今までとは違つた観点から、学校を使用するということでよろしくお願ひしたいと思う。

私は以前学校現場にいて、今は松江市内の最近の状況が分からないのだが、一番頭

に残っているのがエレベーターの設置状況である。色々なところで、もちろんメリット・デメリットがあると思うが、幸い私が最後に勤めた学校は給食用エレベーターと、特別支援教育の拠点校ということで別のエレベーターもきちんと整備されており、色々な面で有効であった。できれば予算との兼ね合いもあると思うが、常時使うということではないかもしれないが、エレベーターの設置についても頭の中に置いていただければと思う。

以上である。

○教育総務課長

御質問というよりは、御意見をいただいたと思っている。先ほどおっしゃられたエレベーターの状況であるが、現時点でも小学校で5校、中学校で5校、義務教育学校で1校設置がされている。一番新しい学校の建設でいくと義務教育学校の玉湯学園、こちらにもエレベーターが設置されている。

先ほど多々納委員の御質問にもお答えしたが、時代のニーズであるとか、必要とされることについては、建設のときにきちんと考えてまいりたいと思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

先ほど話があったのだが、学校が建った時代と今の時代のニーズというのが、ずいぶん後付けで色々なことが加わってきており、現状でそれに100%応えるのはなかなか難しいところがあるのだが、当然こういう形で最大限の努力をしていくということは確実に行っていきたいというように思っているところであるため、今後とも忌憚のない御意見を頂戴できればというように思っている。

それでは、報告第6号については以上とする。

【報告第7号 令和3年度松江市いじめ防止基本方針について】

○生徒指導推進室長

5月に開催した松江市いじめ問題対策連絡協議会で委員等からいただいた御意見を精査し、改定した令和3年度版の基本方針及び改定した箇所を抜き出した改定箇所一

覧表を別冊の資料として配布をさせていただいている。

なお、令和3年度版の基本方針については、改定した箇所を赤字で記載しているため御覧いただきたい。

昨年度は、松江市の法務専門官からの御指摘により、内容の整理、記述の変更等を行った関係で、大幅な改定を行っているが、本年度は若干の修正を加えた形となっている。言葉や漢字の小さな訂正であるとか、内容に変更がないもの以外について、この場で御説明をさせていただく。

それでは、基本方針の11ページをお開きいただきたい。中段から下のところに、学校運営協議会コミュニティスクールとの連携を追記している。これは、本市において令和4年度からコミュニティスクールの完全実施を予定しており、このことを踏まえ、地域と一体となったいじめの対応・取組を推進していくということで加筆をしたものである。

続いて、13ページを御覧いただきたい。13ページの「3、いじめの防止の取り組み」の「(2) いじめの未然防止」の四角の中である。下段に赤字で記載しているが、連絡協議会の委員から、「特別な支援や配慮が必要な児童生徒の対応について、未然防止の取り組みに記載すべきである」との御意見をいただき、この度追記をしている。

以上が主な改定内容であり、今後は各学校において、この松江市基本方針改定を受け、学校いじめ防止基本方針の改定作業を行う。2学期初旬には各学校で改定した基本方針を児童生徒・保護者・地域へ周知し、いじめの防止等のための対策を総合的・広角的に推進していく運びとなっている。

報告は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○原田委員

まず、いじめ防止基本方針は去年もあったと思うのだが、それを保護者にも通知するという話だったのだが、去年の時点であまり周知されているように思えず、私も自分で探していきながら見つけたという部分があり、こういうものに関しては学校から、これをそのままというわけではないのだが、一応全体像としての案内があるものの

かをお聞きしたいという点と、あと、コミュニティスクールなのだが、こちらも宍道では始まっているのだが、いじめ問題がもし起きた場合にも、コミュニティスクールで色々話し合いをするというようになっているという認識で良いのかどうかを確認したいと思って質問させていただいた。

○生徒指導推進室長

この基本方針の周知については、松江市版については松江市のホームページに掲載をさせていただき、各学校で周知をお願いしているところである。

各学校が改訂する学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページに必ずアップしていただき、そのことを各学校・地域・保護者の方にお知らせをいただくようお願いをしているところである。

もう1点のコミュニティスクールについて、いじめ問題が起きたときの対応ということになるが、学校でいじめ問題が起きたときの対応については、学校いじめ対策組織ということで、各学校がいじめ防止基本方針の中に、学校でのいじめに対応する組織を規定している。その組織の中で決めた方向性や対応方針等については、状況に応じてコミュニティスクール・学校運営協議会にも意見やそういったことについて情報を提供するという枠組みになっているということである。

以上である。

○原田委員

そうするとまずは周知のことである。ホームページにあるというだけでは多分誰も見ないと思う。まずはホームページに上げていることを周知しなければいけないというところがあり、また、どうやって周知すれば一番分かるかというのも、例えばPTAの総会であるとか、そういう場所でもはっきりお伝えするというのも大事だと思うし、ホームページから先の周知が大事だというように私は考えている。

それからコミュニティスクールに関しては、それは学校方針というか、各学校に委ねられているという形でよろしいか。

○生徒指導推進室長

ホームページに掲載していることについては、基本的には4月のところでお伝えす

るとともに、学校の PTA の総会であるとか、11 月に行う PTA 主催の研修会など、そういった形の間を通じて各学校の保護者・地域の方にはきちんとお伝えするように、校長会等を通じてお願いをしているところである。

それから、各学校で対応するコミュニティスクールの部分であるが、そのことについては、今回そういったことを松江市の基本方針の方に改定で載せたため、それを受けて各学校のいわゆるいじめ対策組織との連携の在り方について改定をしていただくということを今後お願いをするものである。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

いじめ防止基本方針計画について、私が現役のときの最後ぐらいのところでスタートしたものではないかと思う。現状に合わせて色々大規模改定があったようであるが、これが学校現場で機能するようによろしくお願いしたいと思う。

前回の委員会でもお話をさせていただいたのだが、私も 1 月から 3 月まで現場へ出向いており、そこで色々な状況を見ながら、色々な現状について把握させていただいた。この生徒指導に関わって、特にいじめ等についてはなかなか厳しいところもあるというような思いを持った。その中で、これも私が現役最後の時期に始まったと思うのだが、アンケート Q-U がスタートし、最初は本当に役に立つのかというような思いでいた。実際現場に久しぶりに出させていただき、年に 2 回の Q-U の結果をそれぞれ学年部に分かれて、特に顕著な課題を持った生徒について、それぞれ Q-U を基にして話し合いがなされ、今後の指導に役立てている。その学校だけではなく、アンケート Q-U を活用してのいじめの未然防止等が、定着されてきているのではないかという感想を持った。

引き続きアンケート Q-U だけではないのだが、教職員のアンテナを張るというか、そういうところをお願いしながら、できるだけ未然に防ぐことができればと思う。

教職員についても、本当に色々な気付きがあると思うのだが、生徒のサインを見抜く力など、そういうところを養うことはもちろんであるが、1 人で抱え込まないで、よくいわれる報・連・相をしっかりとやるのがいじめ防止の大きなきっかけになって

いると思うので、引き続きよろしくお願いします。

○生徒指導推進室長

アンケート Q-U については、今年度も第 1 回目を 5 月中旬以降のところでは実施をしたところである。いじめの早期発見のために学級集団の状態、個々の状況について、このアンケート Q-U を活用した取り組みをさらに進めてまいりたいと思っている。

それから、教職員のいじめの早期発見、適切な初期対応については、昨年度来からも常に学校のいじめの課題と捉えている。今年度も外部講師を招聘した形での生徒指導の担当者研修であるとか、校内でのいじめの早期発見の手立て、そういったものについては、研修を通じて今後もさらに取り組みが高まるように進めてまいりたいと考えている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

今回の改定で、先ほど御質問のあった学校運営協議会との連携ということがすごく強調されている。そういう点で、皆さんがこれを御覧になって、はっきり連携しないといけないということを御理解いただけるのではないかと思います、これを改定して下さったことは非常に良いことだと思う。

少し発展してお尋ねなのだが、子供たちが直接相談できる電話相談というのを何年前におつくりになっておられると思うが、電話相談だと時間にある程度制限があるため、今、SNS など、そのようなもので相談機能を持たせると良いのではないかなという御意見が当時あったのだが、現在はどのようなになっているのか。

○生徒指導推進室長

直接電話相談ができる機能としては、松江市で松江市いじめ電話相談ホットラインを開設し、平日なのだが、9 時から夕方 5 時までの時間、相談を受けられる状況をつくっている。

ただ、毎年新学期が始まる時期に、そういったじめの相談であるとか、自死企図等の心配ということもあり、学期の初めのところについては、1週間程度、相談時間を夜8時まで延長し、子供たちが安心して相談できる、そういった枠組み時間を延長した形での対応を行っているところである。

SNSの相談であるが、現在、県教育委員会がLINE相談を行っている。これについては、3月末から今年もスタートしており、LINE相談を継続して行われているところである。

なお、これについては、県教育委員会とも協力をさせていただき、すぐに対応が必要なものがあつたりとか、命に関わるものがあると、全て市町村教育委員会に情報提供をいただき、学校と連携してすぐ対応するような仕組みになっているため、そういったものも連携活用しながら対応しているところである。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

先ほどの話で、私は保護者であり子供がいるため、結構頻繁にこういうカードをいただいて帰っており、そこに電話番号が書いてあつたりして、大体それが節目節目で届くという形で、だいぶ告知していただいているという印象がある。

先ほどのホームページを使った周知のことであるが、あれも最近、校長先生が小学校も中学校もホームページの作成をすごく頑張っておられ、ブログを毎日のように上げていただくということで、だいぶ閲覧数が上がってきているようである。あと、給食なども載せていただいているため、それが保護者の方にはとても役立っているということで、ホームページづくりをすごく頑張っていращやることが、多分こういうことを周知するところにもつながっていくということを今感じたため、お知らせしておこうと思った。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

SNS の相談というのは、子育ての部分でも、父親・母親が 24 時間対応できるというのを松江市も新しいアプリを開発し、そういう対応もしている。今後の流れの中では、これは AI を使って、定型的なものは機械が自動的に答えるし、そうではない部分については個別の対応をするというようなシステムもつくっている。

時代の流れに併せてそういった対応であったり、子供たちもなのだが、意外と教員もそういうのがあったら良いのではないかと最近思っており、なかなか相談できないというところが多いようであるため、そういう SNS を使って教員の相談に答えるような仕組みというのにも検討すべき時代にきているような気はしている。そういうところだと思う。

それでは、報告第 7 号については以上とする。

4 議事【議案 4 件】

○藤原教育長

本日、議案が 4 件提出されている。調製という言葉がなかなか一般的ではないため、その意味合いも含めて説明をお願いします。

【議第 4 号 令和 3 年度松江市一般会計補正予算（第 3 号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課長

先ほど教育長からあったが、調製依頼ということであるが、実は議会に議案を提出したり、予算の案を提出するという権限が教育委員会にはないため、こういった表現で市長に「こういう議案を上げてほしい」という依頼、これに対する調製依頼という形で、少し分かりにくい表現になっているが、要は教育委員会から市長に「これを議会に提出してほしい」というお願いをさせていただきたいというものである。

議案については 7 ページからとなる。

9 ページをお開きいただきたい。歳出から説明をする。左のところに番号を振っているが、まず 1 番目の放課後児童健全育成事業費についてである。こちらについては、待機児童対策として、校区に縛られない柔軟な受入れが可能である民設児童クラブの新築又は増築等に対し補助を行う事業である。後ほど歳入で説明するが、国及び県の

補助金を財源とするものである。

資料の主な理由、事業概要のところにも記載しているが、補助対象経費の上限が最大 2,865 万 9,000 円。これに対し、先ほどの国・県・松江市の財源を合わせて 12 分の 11 を上限とする補助ということを考えている。

その下、2 番目になるが、修学旅行キャンセル料支援事業費、新型コロナウイルス対策事業費についてである。こちらについては、令和 2 年度も同様の事業をさせていただいていた。

こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、市立の小学校・中学校・義務教育学校の修学旅行が中止となった場合、それから行先変更に伴うキャンセル料が発生した場合、そういった場合に支援をするものである。財源としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものである。

その下、3 番目の ICT 活用教育推進事業費についてである。こちらについては、令和 2 年度のところで ICT 機器の整備をさせていただいていた。その中で、まだ未整備だった部分が小学校・義務教育学校の 1 年、2 年の通常学級のところに電子黒板がまだ未整備だったということ。それに対応して、その指導者用のタブレットも未整備だったということから、これについて、1 年、2 年の部分の電子黒板、指導者用のタブレットをリースするものである。

なお、電子黒板のリースについては、11 ページに記載をしているが、債務負担行為の設定をお願いさせていただくもので、令和 4 年度から 8 年度までの設定ということである。

続いて、歳入の説明をさせていただく。資料は 10 ページとなる。

1 番、2 番とも、先ほど歳出で説明をしたが、民設児童クラブの新築・増築等に対し、松江市が民設児童クラブ新築等に対し補助を行う事業に充当をするもので、1 番目が国の補助金、2 番目が県の補助金。国の補助については 2 分の 1 受入れ、県の補助については補助率 3 分の 1 の受入れとなっている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

ちなみに、債務負担行為というわけの分からない言葉が出てきたが、市の予算というのは単年度予算というのが原則であり、これを5年間リースするわけであるため、5年先まで予算をきちんと確保するということを民間事業者と約束しなければならないため、その5年間、これだけの金額でということで、将来にわたっての債務を負担する約束をする行為のことを債務負担行為というため、そういう御理解をいただければと思う。

それでは、議第4号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、第4号議案は承認された。

【議第5号 松江市立湖南中学校校舎大規模改修3期（建築）工事の請負契約締結に関する議案の調製依頼について】

○教育総務課長

先ほどと同様、調製依頼というのが教育委員会から議会に直接提案をする権限がないということで、この表現になっている。

議案は13ページからとなる。本議案についてであるが、まず、この湖南中学校の大規模改修であるが、平成29年度から実施をしている。今回、議案で調製依頼をするものが大規模改修の3期目となっており、来年度に管理教室棟というところが残っている。こちらの4期目の工事を行うことで、湖南中学校の大規模改修は終了の予定となっている。

それでは、早速内容の説明に入りたいと思うが、14ページを御覧いただきたい。

14ページにも記載をさせていただいているが、まず、工事の内容についてであるが、工事をする箇所が特別教室棟になる。屋根・外壁・内装・トイレ等の改修を行うものである。

契約の方法は一般競争入札。契約金額は1億6,555万円。契約の相手方は、松江市上乃木二丁目20番8号、八光建設株式会社である。なお、入札に参加された業者は2社で、落札率は95.6%であった。

なお、工事の期間についてであるが、夏休み期間を中心に、10月の中旬までの工期となっている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、議第 5 号については承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

それでは、第 5 号議案は承認された。

【議第 6 号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○学校給食課長

15 ページをお願いします。地方自治法第 96 条第 5 第 8 項に基づき、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れは、議会の議決に付さなければならないとある。よって、市長に調製依頼をお願いするものである。

16 ページをお願いします。真ん中どころであるが、1 の取得の目的は、設置後 22 年が経過し、老朽化した食器・食缶洗浄機を更新するものである。

2 の取得する財産は、食器・食缶洗浄ライン一式。3 の取得の方法は一般競争入札。4 の取得金額は 3,272 万 5,000 円である。5 の取得の相手方は、松江市西嫁島町一丁目 4 番 10 号、株式会社門脇正司商店である。

なお、更新する施設は松江市立宍道学校給食センターであり、入札日は令和 3 年 4 月 23 日。入札参加業者は 3 業者であった。入札回数は 1 回で、落札率は 96.4%である。

財源については、事業費の 75%に相当する 2,450 万円が起債であり、残りの 822 万 5,000 円が一般財源である。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

勉強不足でよく分からないことがあるのだが、先ほど落札率が 94.6%とあったが、これはどう意味なのか。

○学校給食課長

入札前に市が予定価格になるものを設定する。それに対して落札金額がいくらだったかという、割り算で率を出している。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 6 号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、第 6 号議案は承認された。

【議第 7 号 令和 4 年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針について】

○女子高等学校事務長

議案は 17、18 ページになる。令和 4 年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針についてである。

本校で使用する教科用図書の採択の基本方針については、島根県教育委員会が作成した県立高等学校用教科用図書の採択の基本方針を基に、松江市教育委員会として採択の基本方針を作成している。

内容については 18 ページを御覧いただきたいと思う。

1 の採択の基本方針については、昨年度と変更はないが、(1) の関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うことと、(2) 採択は校長の意見を聴取した上で松江市教育委員会が行うという、この 2 点である。

2 番目の採択の基準については、高等学校用教科書目録（令和 4 年度使用）に登載されている教科用図書のうちから行う。ただし、上記教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適正な図書を採択することとしている。

3 番目の採択の観点であるが、本校の特色、教育目標、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるかを考慮した上で厳正に行うこととしている。

4 番目の採択に係る留意事項であるが、以下の (1)、(2) に記載していることに留意しながら、学校で設置した教科書選定委員会、これは校長を委員長として、教頭と各教科主任が参加している 12 名で構成するものであるが、この教科書選定委員会で公正かつ適正な採択に注意を払いながら十分な検討を行い、教科用図書を選定し、来月の教育委員会会議には採択案をお諮りしたいと思っている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、議第 7 号については承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

それでは、第 7 号議案は承認された。

5 その他報告【3 件】

本日、その他報告が 3 件提出をされている。

ここでまた専決処分という言葉が出てくるが、専決処分というのは、本来議会を開いて議決決定を経なければならない事項について、地方自治法の定めにより、議会の議決決定の前に、首長が専決するというのをいう。

その専決というのにも 2 つあり、議会というのは年間 4 回しか開かれないため、どうしても事柄が急ぐときに間に合わない場合に行うのが緊急の場合の専決。最近でいうと、加賀の火災に掛かる経費、これを議会を待っていたら対応できないため、市長が専決して対応をしたというのが分かりやすい事例だと思う。

それからもう 1 つ、自治法に基づく専決というのは、議会の委任による専決というのがあり、これはあらかじめ議会がこの案件については専決、要は市長に専決する権限をあげるという 2 種類がある。

この 3 つを見ると、議会を開く暇（いとま）がなかったパターンが (1) で、議会から委任を受けたパターンが (2) と (3) であるため、それぞれ趣旨が違うため、まずその他報告 (1) を事務局から説明させていただく。

【その他報告（1）専決処分の報告について（令和２年度松江市一般会計補正予算（第13号）（教育予算））】

○教育総務課長

議案は19ページからとなる。

先ほど教育長から説明があったのだが、こちらのその他報告（1）については、法律でいくと地方自治法の第179条の第1項の規定ということであり、本来であれば議会の議決をいただくもの。それを開く暇（いとま）がなかったということで専決処分をしたものになっている。

20ページをお開きいただきたい。こちらに先ほど説明した内容が専決処分書ということで、緊急を要し、議会を召集する時間的余裕がないことというところから専決処分をしたもので、専決をした日が令和３年の３月31日である。

それでは、その内容について御説明を差し上げる。21ページをお開きいただきたい。

まず、1番目の項目であるが、職員人件費である。こちらについては、令和２年度の人件費の確定に伴うものである。このページにある4、5、6も同様である。

それから2番目と3番目のものについてであるが、こちらについては新型コロナウイルス感染症予防対策として、衛生用品や感染防止対策備品、こちらを購入するもので、2番目のものは小学校に関わる経費、3番目のものは中学校に関わる経費である。後ほど歳入で御説明をするが、国の補助金を財源とするものである。

それから、こちらの専決処分が令和２年度末、3月31日ということであるが、実際にこの事業を執行するにあたっては、この専決処分をした予算額を令和３年度に繰り越しをして、令和３年度に事業を行うものである。

22ページをお願いします。こちらで歳入を載せている。

1番目と2番目のものについては、先ほど歳出で説明をしたが、衛生用品等の購入に充当する国の補助金である。補助率は事業費の2分の1である。1番目のところが小学校、2番目のところが中学校の事業費に充当するものである。

3番目については、ふるさと指定寄附金を受入れるもので、公民館管理費に充当して一般財源を減らすという財源更生をするものである。

それから4番目のところであるが、こちらについては、鹿島文化ホールのピアノ修繕費の増に伴い、基金を繰り入れ、鹿島文化ホール管理運営費に充当し、同様に財源更生をするものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（１）は以上とする。

続いて、その他報告（２）と（３）については、先ほど申し上げたように同様の趣旨であるため、一括説明を求める。事務局からよろしく願います。

【その他報告（２）議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設（建築）工事請負変更契約）】

【その他報告（３）議会の委任による専決処分の報告について（（仮称）玉湯統合小学校校舎・幼稚園・児童クラブ建設（建築）工事請負変更契約）】

○教育総務課長

それでは、その他報告の（２）と（３）について、一括で御説明を差し上げたいと思う。

議案は 23 ページからとなる。こちらの専決処分の報告についてであるが、地方自治法でいくと 180 条の第 1 項の規定で、議会の議決により委任された事項ということになる。そのため、本来から議会の議決が必要ないというものになっている。

なお、後ほど説明するこの内容については、工事の案件で 1 億 5,000 万円を超える工事の請負契約の締結については、議会の議決が必要となる。それ以降の変更契約等については、その契約金額の 10 分の 1、若しくは 1,000 万円のうち小さいほう、そのため 1,000 万円を上限として、10 分の 1 以上の変更がなければ、この委任された事項にあたるということで専決処分ができるというものである。そのため、この（２）と（３）については、委任された事項の中に含まれるということでの専決処分となる。

それでは 24 ページをお願いしたい。24 ページのところにその他報告（２）の内容を記載させていただいている。

専決処分については、（仮称）玉湯統合小学校校舎、幼稚園、児童クラブ建設（建築）工事に関するものである。

専決処分を行った日については、令和 2 年の 12 月 23 日。増額の変更契約をしてい

るが、主な理由としては、幼稚園の防犯対策フェンスの設置や校舎内家具などの追加等によるものである。元の契約金額を 237 万 4,900 円増額し、28 億 3,110 万 8,500 円とするものである。

それでは、26 ページをお開きいただきたい。26 ページにその他報告（3）の内容を載せている。

工事の内容については、先ほどと同様に（仮称）玉湯統合小学校校舎、幼稚園、児童クラブ建設（建築）工事に関するものである。

専決処分を行った日は、令和 3 年 3 月 1 日となる。増額の理由となったものが、主なものとしては、幼稚園の遮光カーテンの設置やガードレール、それから交通整理員の追加等により、契約金額を 291 万 600 円増額し、28 億 3,401 万 9,100 円としたものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

この件について、一括して何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（2）と（3）については以上とする。

6 令和 3 年 7 月教育委員会会議等の予定

【令和 3 年度第 4 回教育委員会会議】

日時：7 月 19 日（月）10：30～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（藤原教育長）